

審査基準表

(宮崎県育英資金返還金回収業務委託)

審査項目	審査内容	評価点 (採点×補正係数)	項目配点
1 業務の基本方針	奨学金の返還金という特性及び委託業務の内容を十分に理解した上での基本方針となっているか。	5 (最高5点×1)	5
2 組織体制	(1) 返還金回収その他の業務の実施に十分な人員を配置しているか。	5 (最高5点×1)	10
	(2) 業務従事者に対し、具体的な業務の実施方法や法令遵守等について研修等により周知徹底を図るとともに、それらの管理・チェック体制が整備されているか。	5 (最高5点×1)	
3 業務内容	(1) 返還金回収の実実施計画、実施方法が具体的に示され、かつ、効果的なものとなっているか。	20 (最高5点×4)	60
	(2) 返還金の収納方法及び収納後の管理方法等が具体的に示され、かつ、適切なものとなっているか。	5 (最高5点×1)	
	(3) 債務者からの苦情等への対応方法が具体的に示され、かつ、適切なものとなっているか。	5 (最高5点×1)	
	(4) 支払督促、訴訟、強制執行等の法的措置ごとに具体的な実施方法が示され、かつ、効果的なものとなっているか。	15 (最高5点×3)	
	(5) 個人情報の管理方法、情報セキュリティ対策及びそれらの責任体制が具体的に示され、かつ、適切なものとなっているか。	5 (最高5点×1)	
	(6) 県からの法律相談等を受ける際の実施体制・方法等が具体的に示され、かつ、迅速で丁寧な対応がなされるものとなっているか。	5 (最高5点×1)	
	(7) 県との協議や県への各種連絡・報告等の実施方法が具体的に示され、かつ、適切なものとなっているか。	5 (最高5点×1)	
4 委託費用	委託費用（成功報酬率、法的措置の着手金及び日当、各種相談料）が安価であるか。	10 (最高5点×2)	10
5 受託実績	地方公共団体における奨学金の返還金回収業務の受託実績があり、回収の実績も十分なものとなっているか	15 (最高5点×3)	15
合 計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、5段階で採点する。
- (2) すべての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である60点以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である60点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【審査基準(5段階)】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案